

商品コード 110-9356

ISBN：9784800593566

中山祐介の土地家屋調査士試験合格講座 まず押さえない！ 択一式攻略テキスト

**『中山祐介の土地家屋調査士試験合格講座 まず押さえない！ 択一式攻略テキスト』チェックテストの印刷不具合に関して
【2025年7月2日】**

平素は掲題の本書をご利用いただきまして誠に有難うございます。

現在、本書籍（第1刷）の各節末にあります「チェックテスト」において、本来の仕様では付属の赤シートを重ねることで解答の○×が隠せるところ、刷色の問題により解答を隠すことできない不具合を確認しております。

大変ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。

対応としまして、適切な色への再印刷を行った「補訂版」を、7月下旬再発行を目途に進めております。ご購入を検討されている方は、再発行版をお待ちいただければ幸いに存じます。

また、既に本書籍をご購入済みのお客様に関しましては、補訂版が発刊され次第、交換対応させていただきます。

交換ご希望の方は弊社お問い合わせフォーム（<https://www.jmam.co.jp/inquiry/form.php>）までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

追って、交換手続きのご案内させていただきます。

改めましてこの度の新刊の不備につきまして、伏してお詫び申し上げます。

商品コード 110-9356

ISBN : 9784800593566

中山祐介の土地家屋調査士試験合格講座 まず押さえない！ 択一式攻略テキスト

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2026年1月6日現在】

更新日	刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓本文					
2025.7.4	1	15	チェックテスト2の答え	×	○
2025.9.16	1	53	遺留分の計算例 テキスト部分	①直系尊属のみが相続人の場合以外は、遺留分として財産の2分の1が保証 ⇒ <u>子Cへの相続分は2分の1</u> ②法定相続分は「配偶者と子」の場合、1:1 ⇒ <u>配偶者の遺留分:2分の1×2分の1=4分の1</u> ⇒ <u>子A・子Bの遺留分:2分の1×2分の1×2分の1=8分の1</u>	相続人の遺留分は、 <u>(総体的遺留分)×(法定相続分)</u> で計算される。 <総体的遺留分> 直系尊属のみが相続人の場合:3分の1 それ以外の場合:2分の1 ①配偶者は、 <u>法定相続分が2分の1であるため、遺留分は2分の1×2分の1=4分の1</u> となる。 ②子A・子Bは、 <u>法定相続分がそれぞれ6分の1であるため、それぞれの遺留分は2分の1×6分の1=12分の1</u> となる。

商品コード 110-9356

ISBN : 9784800593566

中山祐介の土地家屋調査士試験合格講座 まず押さえない！ 択一式攻略テキスト

更新日	刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓本文					
2025.7.4	1	87	登記申請で添付情報を省略できるケース一覧 印鑑証明書省略の条件	(法人の場合)会社法人番号の提供	(法人の場合)会社法人等番号の提供
2026.1.6	1	130	②土地の地積が変更したとき 2行目	地積更正登記	地積変更登記
2025.7.4	1	143	チェックテスト1の問題	全文差し替え	建物表題部の登記記録に変更が生じた場合に、現況に合致させるためにする登記を、建物表題部更正登記という。
2025.7.4	1	143	チェックテスト3の問題	表題登記されている建物を、他の建物の附属建物にする登記を、建物合併登記と呼ぶ。	表題登記されている建物を、他の建物の附属建物にする登記を、建物合併登記という。
2025.7.4	1	157	チェックテスト2の問題	符号1の附属建物を取り壊し、新たに附属建物を建築した場合、符号の1を再使用することができる。	符号1の附属建物を取り壊し、新たに附属建物を建築した場合、符号1を再使用することができる。